

平成23年2月9日  
照会先：厚生労働省健康局生活衛生課  
課長補佐 新津 (内線 2431)  
管理係長 内藤 (内線 2434)  
\_\_\_\_\_  
(代表) 03-5253-1111  
(夜間) 03-3595-2301

## 生活衛生資金貸付利率の改定について

株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業本部 生活衛生融資部  
東京都千代田区大手町1-9-3公庫ビル6階  
電話 03-3270-1651

平成23年2月9日から生活衛生資金貸付の貸付利率が次のとおり改定されます。

区分	適用施設設備等	年 利 率 (注1、2、3)		適用時期
		旧利率	新利率	
基準利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記以外の設備資金</li> <li>・下記以外の運転資金</li> <li>・生活衛生セーフティネット貸付(注4)</li> <li>・衛生環境激変対策特別貸付(注4)(注6)</li> </ul>	2.25 ~ 3.65 %	2.25 ~ 3.65 %	平成23年2月9日以降の貸付契約に係るもの
特利 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代化設備</li> <li>・振興事業貸付のうち標準営業約款登録者にかかる運転資金</li> <li>・振興事業貸付のうち事業計画策定者(注5)が必要とする運転資金</li> </ul>	1.85 ~ 3.25 %	1.85 ~ 3.25 %	
特利 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー設備資金</li> <li>・環境対策等関連施設(注4)</li> <li>・健康・福祉増進関連事業施設(注4)</li> <li>・振興事業貸付のうち事業計画策定者(注5)であって、標準営業約款登録営業者にかかる運転資金</li> </ul>	1.60 ~ 3.00 %	1.60 ~ 3.00 %	
特利 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー設備資金</li> <li>・観光圏関連設備資金</li> <li>・振興施設のうち特定設備</li> <li>・衛生施設</li> <li>・衛生環境激変対策特別貸付(注4)(注6)</li> <li>・健康・福祉増進関連事業施設(注4)</li> <li>・環境対策等関連施設(注4)</li> <li>・事業安定等施設(注4)</li> </ul>	1.35 ~ 2.75 %	1.35 ~ 2.75 %	
特利 D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興事業施設のうち特定設備であって、事業計画策定者(注5)にかかる資金</li> </ul>	1.10 ~ 2.20 %	1.10 ~ 2.20 %	
特利 E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般公衆浴場業衛生・近代化設備</li> <li>・一般公衆浴場業借地更新・買取資金</li> </ul>	0.85 ~ 2.25 %	0.85 ~ 2.25 %	
特利 F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付</li> </ul>	1.95 %	1.95 %	

- (注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。
- (注2) 貸付利率は、貸付期間によって異なります。
- (注3) 平成23年3月31日までにご利用いただく設備資金については、当初2年間は、上記の利率から0.5%引下げた貸付利率が適用されます。
- (注4) 用途等により適用利率が異なります。
- (注5) 「事業計画策定者」とは、「振興事業に係る事業計画書」を策定し、生活衛生同業組合から検証を受けた者をいいます。
- (注6) 口蹄疫にかかる衛生環境激変対策特別貸付が、平成22年8月2日から平成23年2月28日まで適用されております(宮崎県内の対象業種に限る)。
- (注7) 引火性溶剤の安全対策設備の導入が必要なクリーニング業を営む方(洗濯物取次業を除く)が、引火性溶剤使用に伴う安全対策に必要な設備資金については、特別利率Cが適用されます(平成24年3月30日まで)。